

第62号議案

平成30年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ882,058千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,198,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
港湾整備事業	5,903,500 ^{千円}	△ 666,800 ^{千円}	5,236,700 ^{千円}
計	5,903,500	△ 666,800	5,236,700

平成31年3月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業収入		34,080,409 ^{千円}	△ 882,058 ^{千円}	33,198,351 ^{千円}
	1 使用料	1,492,839	344,517	1,837,356
	2 財産収入	430,289	1,040,222	1,470,511
	3 繰入金	2,378,875	△ 658,898	1,719,977
	4 繰越金	2,000	421,153	423,153
	5 諸収入	23,872,906	△ 1,362,252	22,510,654
	6 県債	5,903,500	△ 666,800	5,236,700
歳入合計		34,080,409	△ 882,058	33,198,351

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		34,080,409 ^{千円}	△ 882,058 ^{千円}	33,198,351 ^{千円}
	1 港湾総務費	188,877	△ 11,374	177,503
	2 港湾管理費	1,582,059	△ 59,915	1,522,144
	3 港湾振興費	38,668	△ 1,683	36,985
	4 港湾建設費	26,730,696	△ 1,910,062	24,820,634
	5 公債費	5,538,109	1,102,976	6,641,085
	6 予備費	2,000	△ 2,000	—
歳出合計		34,080,409	△ 882,058	33,198,351

第 2 表 線越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 港灣事業費			11,916,359 ^{千円}
	4 港灣建設費	港 灣 建 設 費	11,916,359
合 計			11,916,359